



4. 内航海運暫定措置事業の概要 Outline of Transitional Business

1) 内航海運暫定措置事業の概要

日本内航海運組合総連合会は、平成10年度から『内航海運暫定措置事業』を導入し、実施している。



- ① 内航総連合会は、組合員が自己の所有する交付金対象船舶の解撤等を行う場合に解撤等交付金を交付する。平成14年度以降、暫定措置事業の適正な運用を確保するため、前年度における収支状況および当該年度の収支見通しを踏まえ、上・下半期毎の資金管理計画を作成し、同計画に基づいて交付金の認定・交付を行っている。
- ② 交付金の交付のために必要な資金は、建造納付金、鉄道建設・運輸施設整備支援機構等からの借入金等をもって充てられている。
- ③ 内航総連合会は、船舶建造者等が納付する納付金等によって、金融機関等からの借入金を返済している。
- ④ 船舶を建造等しようとする組合員は、新造船等の対象ト数に応じて内航総連合会に、建造等納付金を納付（納付金の一部に代えて、既存の自己所有船を解撤することも可）する。
- ⑤ この事業は、収支が相償ったときに終了する。

2) 内航海運老齢船処理事業の概要

平成21年度緊急不況対策を下記の要領により実施することとなった。

- ① 組合員が自己の所有する船齢16年以上の交付金対象船舶の解撤等を行う場合に解撤等交付金を支給する。なお、交付金単価は、内航海運暫定措置事業の解撤等交付金単価の1/2とする。
- ② 交付金の交付のために必要な所要資金は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入金を充てる。
- ③ 借入金の返済は、内航海運暫定措置事業による船舶建造者等が納付する納付金等によって行う。
- ④ この処理事業は、平成21年度に限り実施し、申請額が合計で100億円に達した時点で受付を終了する。
- ⑤ この処理事業は、収支相償ったときに終了する。

審査基準

1. 交付金対象船舶の交付金申請船舶が申請時点で船齢が16年以上のものであること。
2. 事業の廃止、事業の統合又は共同して行う事業の効率化を伴うものであること。
 - ① 申請事業者が所有する老齢船を解撤等し、内航海運事業を廃止するもの。
 - ② 複数隻以上の船舶を有する事業者が他の事業者とのグループ化を図るため船舶管理会社等を設立又は既存の船舶管理会社等へ参加することとして、経営基盤強化の観点から所有する老齢船を解撤等するもの。
 - ③ 老齢船を所有する事業者が他の事業者と協業化、合併等を行うこととして、経営基盤強化の観点から所有する老齢船を解撤等するもの。
3. 申請船舶が平成21年4月1日時点で解撤等未了のもの。